

法務省告示第 号

旧司法試験第二次試験の試験科目の範囲を定める規則等を廃止する省令（平成二十三年法務省令第四十五号）の施行に伴い、平成四年司法試験管理委員会告示第一号（司法試験法第四条第一項第四号の規定により司法試験第一次試験を免除される者に関する規則第十六号の規定に基づく司法試験管理委員会が定める単位を修得した者を定める件）は、廃止する。

平成二十四年二月一日

法務大臣 小川 敏夫